

義務化されました！ 相続登記の申請

相続登記の申請が令和6年4月1日から義務化されました。

義務化の施行日（令和6年4月1日）前に発生した相続についても
施行日から3年以内の登記の申請が義務付けられています。早めに法務局で相続登記を行いましょう。
相続登記の一連の手続きは司法書士などの専門家に依頼することもできます。



相続登記申請の義務化の主な留意点

1 義務化の対象者

- 相続や遺贈により不動産を取得した相続人
※施行日より前に不動産を相続して現時点で名義変更を行っていない人も含まれます。

2 申請義務の履行期間

- 相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内
(義務化の施行日前に発生した相続は施行後3年以内)

3 正当な理由がなく登記の申請を怠った場合

- 10万円以下の過料の適用対象

4 相続人申告登記の創設

- 相続人間の合意が形成できない場合など、速やかに相続登記を申請することができない場合に、自らが相続人であることを申告すれば相続登記の申請義務を果たしたとみなされる「相続人申告登記」という新たな制度が創設されました
(令和6年4月1日施行)

詳しくは法務局にご確認下さい。



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

相続登記の必要書類

1 共通して必要な書類

必要書類	入手できる場所
登記申請書（様式）	法務局のホームページ
亡くなった人の出生から死亡までの戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本	亡くなった人の本籍地の市町村役場
亡くなった人の最後の住所を証明する住民票の除票（戸籍の附票）	亡くなった人の住所地の市町村役場 (戸籍の附票は亡くなった人の本籍地の市町村役場)
相続人全員の戸籍謄本または抄本	各相続人の本籍地の市町村役場
不動産を取得する相続人の住民票	不動産を取得する相続人の住所地の市町村役場
固定資産評価証明書などの固定資産税評価額が分かるもの	不動産がある市町村役場

広域交付制度により、本籍地以外の市区町村役場窓口でも戸籍を請求することができます。
詳しくはお近くの市区町村役場などへお尋ねください。

2 その他の必要書類

遺言による相続の場合
・遺言書の原本 (自筆証書遺言書（※）の場合、家庭裁判所での検認が必要) (※) 自筆証書遺言書保管制度を利用した場合を除きます。
遺産分割協議による相続の場合
・遺産分割協議書（相続人全員の記名と実印による押印が必要） ・遺産分割協議を行った相続人全員分の印鑑証明書

(注) 相続登記の申請に必要となる書類はケースによって異なるため、
法務局にお問い合わせの上、手続きして下さい。

相続登記の必要経費

必要経費	金額
登録免許税	固定資産税評価額×0.4%（相続人以外への遺贈は2%）または、一筆につき、評価額が100万円以下の土地については、免税措置の対象となります。
必要書類の入手費用	数千円～

相続登記の代理申請を専門家（司法書士・弁護士）に依頼することもでき、その場合、専門家への報酬（その額は事例等により異なる）が発生します。司法書士にご相談を希望される場合は、下記二次元コードをご参照ください。

【司法書士検索のためのウェブサイト「しほサーチ」】
<https://souzoku.shiho-shoshi.or.jp/search/>



農業委員会への届出が必要です

農地等を相続した人は、法務局での相続登記の申請と合わせ、農業委員会へおおむね10ヶ月以内に届出をしなければなりません（農地法第3条の3）。

詳しくは法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」をご覧ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/souzokutouki_top.html

